

## インフルエンザによる出席停止について（通知）

お子さんが診断されたインフルエンザは、学校保健安全法によって規定された学校感染症のため、出席停止を指示します。なお、この場合の欠席は欠席日数には入りません。

出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められています。

再登校する際は、下記の「保護者からの治癒報告書」を学級担任へ提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。ただし、再登校するに当たって治癒したかどうか心配がある場合には、医師の指示に従ってください。

## 【登校可能な日の算出方法】

## (1) 「発症した後、5日を経過した」

発症した日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	☆登校可能な日
月 日						月 日

## (2) 「解熱した後、2日を経過した」

解熱した日 0日目	解熱後 1日目	解熱後 2日目	☆登校可能な日
月 日			月 日

(1)と(2)の二重線の太枠の日にちのうち、遅い方が登校可能な日になります。この日付を「6」にご記入ください。なお、登校可能な日に学級閉鎖等の措置が取られている場合には、実際に再登校する日にちは、これより後になります。

## 保護者からの治癒報告書

学校長様

年 組(部) 児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

1. 疾患名	インフルエンザ
2. 発症日（熱が出た日）	令和 年 月 日
3. 解熱日（熱が下がった日）	令和 年 月 日
4. 受診した医療機関名	
5. 医療機関受診日	令和 年 月 日
※6. 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過」した日（＝登校可能な日）をご記入ください。	令和 年 月 日
7. 再登校するに当たって学校に連絡しておきたいことがございましたらご記入ください。	

※6「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過した日」とは、発症日・解熱日を0日とし、翌日を1日と数えます。登校可能な日の算出方法は、上記をご覧ください。

令和 年 月 日 保護者氏名